

定款施行規則

(第27版)

一般社団法人 日本ヒーブ協議会

制定 2007年 4月25日

改正 2024年 3月 8日

第1章 会員に関する規則

(会員の種別および資格)

第1条 定款第8条の施行規則として、会員の種別および資格を次の各号に定める。

(1) 正会員

企業に働く女性で、一般社団法人日本ヒーブ協議会（以下、「本法人」という）の目的に賛同し、入会した者をいう。

なお、生活協同組合、農業協同組合、業界団体、消費者関連NPO、大学等の学術研究機関など、企業以外の団体に働く女性で、本法人の目的に賛同して入会を希望する者については、本法人の理念および企業で働く女性の会という本法人の特性を損ねることがないか、理事会で審議のうえ、入会の可否を決定する。

(2) 個人会員

本法人の目的に賛同する女性で、企業に属さず、個人で入会を希望し、理事会で審議のうえ決定した者をいう。ただし、正会員としての活動が継続できなくなった者等が希望する場合は、企業に属する者であっても個人会員への入会や種別変更を認める場合がある。この場合、本法人における企業活動を制限することがある。

(3) 賛助会員

本法人の目的に賛同して、本法人の事業を援助する個人または法人をいう。

(4) 特別会員

本法人の元正会員で、本法人のアドバイザーとして理事会が認めた次のいずれかに該当する個人をいう。

(ア) 本法人に対し特別な功労があった者

(イ) 代表理事経験者

また、特別会員は、賛助会員を兼ねることができる。

(会員の交代)

第2条 定款第8条の施行規則として、正会員の交代を次に定める。

(1) 正会員がその資格を失った時、本法人に届け出ることによって、後任者はその権利を引き継ぐことができるものとする。なお、後任者は前任者と同じ企業に所属する女性に限ることとする。

(2) 個人会員の交代は認めない。

(会員の特典)

第3条 定款第8条の施行規則として、会員の特典を次の各号および表1に定める。

(1) 正会員

正会員は、本法人が正会員のために行う研究会、総会、公開講座など、各種の会合の案内を受け、出席することができる。また、本法人の発行する全ての印刷物の配布を受けることができる。

なお、正会員のみ、総会への出席、および本法人の運営への関与を認める。

(2) 個人会員

個人会員は、本法人が主催する講演会（見学会を含む）、公開講座の案内を受け、出席することができる。また、本法人の発行する印刷物について、配布を受けることができる。

(3) 賛助会員

賛助会員は、本法人が主催する講演会（見学会を含む）、公開講座の案内を受け、出席することができる。また、本法人の発行する印刷物について、配布を受けることができる。

(4) 特別会員

特別会員は、本法人が主催する研究会、公開講座など各種の会合の案内を受け、出席することができる。また、本法人の発行する印刷物について、配布を受けることができる。

表1 会員の特典

		正会員	個人会員	賛助会員		特別会員
				法人	個人	
月例研究会	講演会(見学会を含む) *5、*6、*7	○*1	○*2	○*3	○*2	○
	分科会	○	×	×	×	○
公開講座 *4		○	○	○	○	○
総会		○	×	×	×	×
自主研究会		○	○	×	×	○
運営グループ		○	×	×	×	×
配布物	会報・連絡事項など	○	○	○	○	○
	運営・選挙	○	×	×	×	×
	市販する冊子	無料 (1冊)	有料 (希望者)	無料 (口数冊)	有料*8 (希望者)	有料 (希望者)
ホームページの「メンバーズコーナー」の利用		○	○	○	○	○
ホームページの「会員企業」コーナーへの掲載		○		○		

*1 正会員と同じ企業に属する者に限り、代理出席を認める（無料）。

*2 個人会員及び賛助会員（個人）は無料で参加することができる。なお、代理出席は認めない。

*3 賛助会員（法人）は賛助1口につき1名が無料で参加することができる。

*4 公開講座の参加費用は、その都度定めることとする。

*5 会員のみを対象とする場合を非公開講座（会員限定）、正会員と同じ企業に属する者までを対象とする場合をセミ公開講座（会員企業限定）、マスコミも含め対象を限定しない場合を

公開講座（公開）とする。

- *6 非会員企業に属する者がセミ公開講座の聴講を希望した場合、有料で参加を許可することができる。ただし、参加申込書の提出および組織理事承認を要する。
- *7 セミ公開講座の聴講を希望した大学生は無料で参加を許可することができる。ただし、参加申込書の提出および組織理事承認を要する。
- *8 10口以上の賛助会員（個人）については、無料で配布する。

（会費）

第4条 定款第9条および第10条の施行規則として、入会金、会費、および賛助会費を次に定める。

（1）正会員

入会金 30,000円

年会費 60,000円

※同一団体で、2人目以降が追加で入会する場合は、入会金を免除するものとする。

※退会后10年以内の元正会員が再入会する場合は、入会金を免除するものとする。

（2）個人会員

入会金 5,000円

年会費 18,000円

（3）賛助会員

入会金 なし

個人 年額 一口 5,000円、一口以上

法人 年額 一口50,000円、一口以上

（4）特別会員

入会金 なし

年会費 なし

2. 正会員から個人会員に種別変更する場合は入会金不要とし、個人会員が正会員に種別変更する場合は、差額の入会金と会費を納めるものとする。

3. 入会金、会費、および賛助会費の一定期間内における金額変更については、理事会で審議のうえ、決定することができる。

（会費の請求および納入）

第5条 定款第9条の施行規則として、会費の納入方法・請求方法を次に定める。

（1）会費は、原則1年ごとの納入とする。なお、途中入会および復会の場合は、経過月数分の会費を除いた額を納入するものとする。

（2）会費は書面をもって請求する。請求書は4月1日から翌年3月31日分の1年分を、期間前の2月に発行し、原則として期初の4月末までに納入する。都合により締日までに納入できない場合は、その理由と納入予定日（最大3ヶ月以内）をあらかじめ申請することで猶予が得られる。

（3）定款第15条の規定により、いったん納入された入会金、会費等は返金しない。

（4）期日までに会費を納入していない会員には事務局から再請求を行う。督促を受けたにもかかわらず、会費の納入あるいは支払予定日の連絡をしない会員は、会費を納めるまで会員の資格を

失う。

(入会)

第 6 条 定款第 10 条の施行規則として、会員の入会の承認手続きを次に定める。

- (1) 入会を希望するものは、様式 1 に定める「入会申込書」を代表理事に提出しなければならない。
- (2) 入会申込書を受付後最初に開催される理事会で、第 1 条に定める会員の種別、および資格に合致するかどうかを審議のうえ、理事会の決定により入会を認める。
- (3) 入会日は前号の決定日とする。
- (4) 特別会員は、会員から推薦があった場合、理事会で審議し、さらに本人の承諾を得た場合に認定する。推薦者は様式 1 「特別会員推薦書／登録申請者」を代表理事に提出する。

(会員の休会と復会)

第 7 条 定款第 11 条の施行規則として、休会と復会に関する事項を次に定める。なお、「休会」とは後任の会員をやむを得ず出せないために会員活動を一時的に中断することをいい、「復会」とは休会期間が満了し、会員活動に戻ることをいう。

- (1) 正会員および個人会員が休会を希望する場合、休会に入る日の 1 ヶ月前までに、様式 2 に定める「休会届」を代表理事に届け出なければならない。
- (2) 休会の期間は、原則 1 年以内とする。ただし、期間延長の申し出があった場合は、その理由を理事会で審議し、延長を認める場合がある。
- (3) 休会期間の会費を既に支払っている場合は、休会期間分の会費を復会後に繰り越す。第 5 条に基づき、復会時に会費の未納期間が発生する場合は速やかに納入する。
- (4) 休会期間中は、会員は議決権を行使できない。また、第 3 条に定める会員の特典を享受できない。

(退会)

第 8 条 定款第 12 条の施行規則として、退会に関する事項を次に定める。

- (1) 正会員、個人会員は、退会の 1 ヶ月前までに様式 3 に定める「退会届」を代表理事に提出しなければならない。
- (2) 退会に際して会費の未納入分があった場合は、未納入分の会費を月割で速やかに納入しなければならない。
- (3) 会費未納が続き、督促を受けたにもかかわらず納入締め日以降 4 ヶ月間にわたり会費が納入されない場合、あるいは会員と連絡がとれない場合は、理事会の決議により強制退会させることができる。

第2章 理事・監事に関する規則

(選挙管理委員会の設置)

第9条 定款第18条の施行規則として、理事・監事の選出は選挙管理委員会が行うこととし、選挙管理委員会の設置に関する事項を次に定める。

- (1) 現職の代表理事は選挙管理委員会を設置し、選挙および選挙活動推進に関する権限を選挙管理委員会に委任する。
- (2) 選挙管理委員会は、前期代表理事、理事・監事経験のある正会員、および正会員により構成する。現職理事・監事は選挙管理委員を兼務しないこととする。また、選挙管理委員が次期理事・監事候補になった場合、速やかに選挙管理委員を辞退する。
- (3) 選挙管理委員長は、原則として前期代表理事とする。ただし、前期代表理事がその任を負えない場合は、選挙管理委員の互選によって選挙管理委員長を選出する。
- (4) 選挙管理委員会は事務局内に設置する。
- (5) 選挙管理委員会は、総会での新役員の就任をもって解散する。

第10条 定款第18条および第19条の施行規則として、代表理事の選出に関する事項を次に定める。

(1) 次期代表理事候補者の資格

次期代表理事に立候補できる者、あるいは次期代表理事候補としての推薦を受けられる者は、原則現職理事とする。ただし、現職理事に立候補・推薦者がいない場合には、資格対象を理事経験のある正会員に範囲を拡大する。

(2) 次期代表理事候補者の立候補および推薦の手続き

選挙管理委員会は、次期代表理事の資格者全員に対し次期代表理事の立候補および推薦を募る。

(3) 理事会による次期代表理事候補者の選定

ア. 候補者が1名の場合は、理事会の有効議決権の過半数をもって候補者とする。

イ. 候補者が複数の場合は、選挙管理委員（1名以上）の立ち会いのもと、理事会内で投票を行い、原則として有効投票数の過半数を取得した者を候補者とする。有効投票数の過半数を取得した者がいない場合、上位2名で再度投票を行う。同点の場合には現職代表理事に一任する。投票用紙は総会后最初に開催される理事会で選定されるまで、事務局で保管する。

ウ. 理事会は、推薦する候補者1名を会員に対して公表する。公表の仕方は会員が閲覧可能な方法であれば、形式は問わないこととする。

(4) 就任

候補者は総会での決議による理事就任後、最初に開催される理事会の決議をもって、代表理事に就任する。

代表理事候補者が総会で理事就任の決議が得られなかった場合は新体制の理事会にて理事の中から代表理事を選定することとする。

(5) 任期

代表理事の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(理事の選出)

第 11 条 定款第 18 条および第 19 条の施行規則として、理事の選出に関する事項を次に定める。

(1) 定数

ア. 定款第 17 条の定めにより、理事の定数は、代表理事を含め 3 名以上 25 名以内とする。

イ. 選挙管理委員会は、新任理事候補者を募集する。その定数は、理事の最大定数 25 名より次期代表理事候補者および留任理事候補者数を除く数とする。

(2) 理事候補者の資格

ア. 正会員は、理事の立候補または他の正会員を推薦することができる。

イ. 留任理事候補者の資格は、現職理事であること、および理事会の推薦を受けていることとする。

ウ. 新任理事候補者の資格は、正会員であること、および正会員 2 名の推薦を受けていることとする。

(3) 留任理事候補者の選出と立候補の手続き

ア. 理事会は、留任理事候補者を選出し、選挙管理委員会に推薦する。

イ. 理事会より推薦を受けた留任理事候補者は、抱負（200 字以内）を選挙管理委員会に提出することで、立候補の手続きを完了とする。

(4) 新任理事候補者の選出と立候補の手続き

選挙管理委員会は、新任理事の立候補および推薦を募る。

(5) 選挙

留任理事候補と新任理事候補者が定数を超えた場合には、総会決議前に、正会員による選挙を実施する。定数内の場合には、選挙を実施せず、総会決議での選任とする。

ア. 告示

選挙管理委員会は正会員を対象として、告示を行う。

イ. 投票権

正会員は一人 1 票の投票権をもつ。なお、理事、監事、選挙管理委員も例外としない。

ウ. 投票

正会員は、電磁的方法にて投票を行う。無記名とするが、記名票も有効とする。

エ. 開票

開票は選挙管理委員会が全責任を負う。

オ. 開票結果

投票数の多い順に当選者を決定する。同数得票者があり定員内に収まらない場合には、同数得票者でのみで再度選挙を行う。

カ. 開票結果の公表

選挙管理委員会は正会員に開票結果を公表する。

(6) 就任

次期理事候補者は総会の決議を経て、理事に就任する。

(7) 任期

理事の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。また、正会員の資格を有する限り、連続して就任できることとする。

(監事の選出)

第 12 条 定款第 18 条および第 19 条の施行規則として、監事の選出に関する事項を次に定める。

(1) 監事は定款第 17 条の定めにより、2 名とする。

(2) 任期

監事の任期は 1 期 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(3) 監事の資格

ア. 正会員は、監事の立候補または他の正会員を推薦することができる。

イ. 留任監事候補者の資格は、現職監事であること、および理事会の推薦を受けていることとする。

ウ. 新任監事候補者の資格は、正会員であること、および正会員 2 名の推薦を受けていることとする。

(4) 留任監事候補者の選出と立候補の手続き

ア. 理事会は、留任監事候補者を選出し、選挙管理委員会に推薦する。

イ. 理事会より推薦を受けた留任監事候補者は、

抱負(200 字以内)を選挙管理委員会に提出することで、立候補の手続きを完了とする。

(5) 新任監事候補者の選出と立候補の手続き

ア. 選挙管理委員会は、新任監事の立候補および推薦を募る。ただし、現職監事が留任予定で、欠員が生じない場合は募集を行わない。

(6) 選挙

留任監事候補と新任監事候補者が定数を超えた場合には、総会決議前に、正会員による選挙を実施する。理事の選挙と同様の手法で行う。選挙、開票、および結果の公表は選挙管理委員会が全責任を負う。

(7) 就任

次期監事候補者は総会の決議を経て、監事に就任する。

(補欠選任)

第 13 条 定款第 19 条の施行規則として、補欠選任に関する事項を次に定める。

(1) 理事または監事が、都合により協議会を退会または休会し運営に支障を来す場合には、臨時総会を開催し補欠選任する。候補者の選出方法は、第 11 条および第 12 条に従う。補欠により選出された理事または監事の任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする

第3章 理事会組織に関する規則

(理事会)

第14条 定款第21条の施行規則として、理事会に関する事項を次に定める。

(1) 構成員および議決権

構成員は、代表理事および理事とし、議決権は1人1票とする。
代表理事は理事のなかから副代表理事を指名することができる。

(2) 権限

- ア. 社員総会で決議した事項の執行に関する事項
- イ. 総会に付議すべき事項
- ウ. 総会の決議を要しない会務執行に関する事項
- エ. 社員総会の招集および開催場所の決定
- オ. 入会の承認
- カ. 代表理事候補者の決定
- キ. 代表理事の選任
- ク. 前各号のほか代表理事が必要と認めて付議した事項

(3) 理事会の開催

理事会は代表理事が必要と認めたとき、理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、または監事から請求があったときに開催する。

(4) 理事会の開催方法

理事会の開催は、次の何れかの方法によるものとする。

- ア. 理事が会合し、在席して開催する。
- イ. 前号にかかわらず、下記の場合は書面又は電磁的方法によるメール理事会を開催することができる。
 - ・理事会が決議すべき緊急事項が生じたとき
 - ・やむを得ない事由により会合が困難なとき
 - ・入会承認や日程調整など特に協議を要しない定型的な承認事項等を決議するとき
- ウ. 前号のメール理事会は、提案した理事が代表理事の承認を得て、事務局開局日で3日以上の上の返答期間を設けて、書面又は電磁的記録により提案を行う。理事全員が同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(5) 理事会の招集および議長

理事会は代表理事が招集し、議長は代表理事があたる。ただし、代表理事が不在の場合、副代表理事が選任されていれば、副代表理事が代行できる。

(6) 理事会の成立

理事会は理事の総数の過半数の出席により成立する。

(7) 理事会の議決

理事会の議決は、出席理事の過半数の同意により決定する。

(8) 理事会の議事録

- ア. 議決については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果を記載し、

出席代表理事および監事の全員がこれに記名押印または署名しなければならない。但し、代表理事が不在の場合、出席理事および監事の全員がこれに記名押印または署名しなければならない。書面又は電磁的記録による理事会が開催されたときは、別途議事録を作成し、書面又は電磁的記録により理事会の決議があった旨を付記する。

イ. 議事録は10年間保管する。

(運営グループ)

第15条 定款第21条の施行規則として、運営グループに関する事項を次に定める。なお、運営グループは、本法人の運営を分担して行う組織をいい、担当理事によって構成され、以下各号の活動を行う。ただし、運営グループをサポートし本法人の運営に貢献する理事以外の会員の参加を認める場合がある(理事会の承認を要する)。また、理事はグループを横断して活動を行うことができる。

(1) 研究会推進グループ

会員一人一人が自ら具体的な使命・目標を持って発信・チャレンジ・行動できるよう、研究会活動を推進する。「ヒーブ」のパワーを実感できる場、会員相互の情報交換の場の提供として、研究会活動を実施する。

月例研究会、総会などの講師への謝礼・交通費の取扱いについて下記に定める。

ア. 講師謝礼

- ・会員が講師をする場合 . . . 上限10,000円
- ・会員企業の会員外が講師をする場合(グループ会社を含む) . . . 上限20,000円
- ・会員企業外の企業・団体・個人が講師をする場合 . . . 上限30,000円
- ・公開講演会など集客を要する場合 . . . 上限50,000円

※金額の下限は設けない。

※複数の講師で講演を行う場合は、原則として上限の範囲で折半とする。

※上限を超える場合は、理由を添えて理事会の承認を得る。

※謝礼を辞退された場合は、謝礼代わりに手土産(原則として、5,000円以内)を用意する。

イ. 交通費

- ・原則、交通費は支払わない。ただし、遠方等、状況に応じて理事会にて検討する。

ウ. 支払い

- ・講演終了後、本法人事務局から講師の指定口座へ支払いを行う。

(2) 組織の活性化を図るグループ

対外ネットワークを強化し、本法人がめざすことを理解・共感し共に創る仲間を増やすことで、活動の充実及び進化促進を図る。

会員の本法人に対する認識を深め、組織や運営を明確にし、会員自らが積極的に活動に参加できるように支援する。諸規則の見直しを行い、組織の活性化を図る。

(3) 広報グループ

本法人活動を広く社会に伝えることを目的に、マスコミへの情報発信、機関誌「レポートヒーブ」の発行、ホームページの運営等を通じて本法人の人的財産を有効活用し、認知度を高める活動を担う。

会員が外部講演、委員会参加等で受け取った謝礼・交通費の取扱いについて下記に定める。

ア. 謝礼

- ・原則として謝礼は本法人と講演者（会員・会員企業の者）の折半とする。
- ・講演者が辞退した場合は、全額を本法人が受け取る。

イ. 交通費

- ・原則として、本法人は交通費を支払わない。ただし、遠方での講演の場合など、謝礼や交通費の原則での対応が難しい場合は、理事会にて検討する。

ウ. 支払い

- ・謝礼・交通費(発生する場合のみ)の振込先は、本法人事務局が基本とする。
- ・謝礼、交通費は本法人事務局から講師担当者の指定口座に振り込む。
- ・講演者受け取り分は、会員所属先・講演者本人の口座など、要望に合わせて支払う。

第4章 雑則

(個人情報の保護)

第 16 条 個人情報保護法を遵守するために、別に定める個人情報保護方針に基づき、個人情報の適正な取扱いに努める。

2. 個人情報保護担当窓口は、本法人の事務局とする。
3. 個人情報保護方針ならびに担当窓口を本法人のウェブサイトに掲載することにより公表する。

(公告)

第 17 条 定款第5条の施行規則として、決算公告に関する事項を以下各号に定める。

(1) 公告の方法

電子公告法をとり、インターネット上の本法人のウェブサイトに掲載する。

(2) 公告の内容

貸借対照表を公告（掲載）しなければならない。

(3) 開示期間

ア. 定時社員総会終結の日後5年間にわたり掲載することとする。

イ. ウェブサイトには、直近5年分を掲載することとする。

(規則の改廃)

第 18 条 本規則の改廃は、理事会が決定する。

改定履歴

制定（初 版）：2007年4月25日（定時総会にて承認）

改定（第2版）：2007年11月

改定（第3版）：2009年6月11日（定款変更への対応および見直し）

改定（第4版）：2009年9月2日

改定（第5版）：2010年12月8日（代表理事の任期）

改定（第6版）：2012年3月31日（全面見直し、規則の体裁に変更）

改定（第7版）：2012年9月26日（第14条2項追加、第15条（4）修正）

改定（第8版）：2013年4月9日（第1条（2）修正、第3条 表1※2修正、第4条2項追加、第16条1項追加）

改定（第9版）：2014年8月5日（第11条（1）（3）追加、（2）ウ削除、（4）修正、第12条（2）修正、第2章 時期記載の修正）

改定（第10版）：2014年9月2日（第2章第10条（2）ア修正）

改定（第11版）：2015年12月4日（第3条（2）修正、第3条表1修正、第10条（3）修正、第14条図1修正、第15条（7）ア修正、第16条（2）ア・イ追加、（4）ア・イ追加、（5）修正、（6）（7）追加）

改定（第12版）：2016年3月30日（第2章第10条（1）修正、第3章第16条修正）

改定（第13版）：2016年10月14日（第3章第15条（4）ア、イ、ウ追加、（8）ア追記、第16条（2）ア修正）

改定（第14版）：2017年3月14日（第3条 表1*5修正、第10条（4）オ（ア）修正、第11条（5）オ（ア）修正）

改定（第15版）：2018年2月1日（第3条 表1修正、表1*8追加、第16条（6）（7）修正）

改定（第16版）：2018年4月20日（第4条3項追加）

改定（第17版）：2019年2月6日（第4条1項（1）※追加）

改定（第18版）：2019年7月4日（第3条1項（2）・（3）、表1*1・2・5修正）

改定（第19版）：2020年4月17日（第1章第1条1項（2）修正、第3条表1修正、表1*3修正、表*9追加、第4条（3）修正、第2章第12条（2）修正）

改定（第20版）：2020年6月5日（第1条1項（4）修正）

改定（第21版）：2020年9月8日（第9条第1項（2）修正）

改定（第22版）：2020年11月10日（第8条第1項（3）修正）

改定（第23版）：2020年12月10日（第10条第1項（4）ア・ウ、第11条第1項（5）ア・ウ修正）

改定（第24版）：2022年8月10日（第4条第1項（1）2つ目の※追加）

改定（第25版）：2023年3月27日（第1条（1）修正、第14条図1修正、第16条（1）（5）削除、（3）修正、第17条削除、第16条17条の変更に伴い条項番号繰り上げ）

改定（第26版）：2023年8月4日：（第9条～第13条修正）

改定（第27版）：2024年3月8日：（第1条（4）修正、第3条表1*2修正、表1*8削除し番号繰り上げ、第14条削除第15条第16条修正、第14条削除に伴い条項番号繰り上げ）